

# 令和8年度 大津市外国人観光客受入等整備促進補助金について

## 1 目的

市内の観光施設や事業者が外国人観光客の受入環境を整備するにあたって必要な経費の一部を補助し、本市を訪れる外国人観光客の利便性と快適性の向上を図る制度です。

## 2 補助金の概要

### (1) 対象者

- 市内で宿泊施設、商業施設、観光施設その他の観光客が利用する施設を運営している者
- 市内観光客の周遊に資する事業を行っている者

### (2) 対象事業（※年度内に完了するものに限り。）

- ①無料公衆無線LAN環境の整備
- ②外国語表記（施設内表示、案内板等）の整備
- ③外国語メニュー表示の整備
- ④外国語パンフレット・リーフレット・マップ等の整備
- ⑤外国語ウェブサイトの整備
- ⑥その他、外国人観光客の利便性と快適性の向上に資すると市長が認める事業

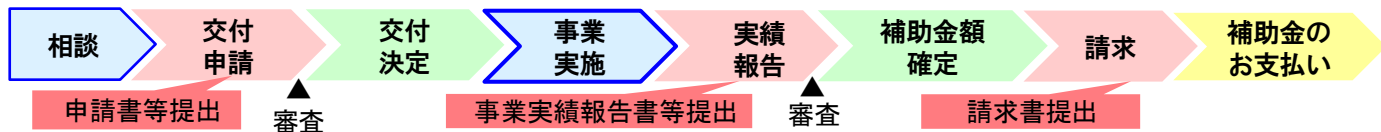


※令和8年度より、補助の要件を一部改訂しています。詳細はお問い合わせ下さい。

### (3) 補助金額

補助対象経費の2分の1以内の額（20万円を限度とする。）

## 3 補助金交付の流れ



- 申請に必要な書類等は、「大津市外国人観光客受入等整備促進補助金交付要綱」をご確認ください。
- 申請書類は大津市ホームページよりダウンロードいただき、郵送またはメール（PDF）でご送付ください。

## 4 申請受付期間

令和8年4月1日（水）～ 令和9年2月26日（金）※先着順で審査し、予算額に達し次第終了します。

本事業に関する要綱・申請書類は、大津市ホームページにて内容をご確認ください。

「大津市」から検索  
または  
QRコードから  
大津市ホームページへ



大津市

検索

ホーム > 事業者向け > 各業種・分野へのご案内  
> 産業振興・観光 > 観光 > 補助金・助成金（観光）  
> 大津市外国人観光客受入等整備促進補助金のご案内



## 5 お問い合わせ先

大津市産業観光部観光振興課MICE推進室  
TEL 077-528-2864 FAX 077-523-4053

〒520-8575 大津市御陵町3番1号  
E-mail otsu1618@city.otsu.lg.jp

